

「竹島に上陸した国会議員に対する公開質問状」に対し、
予想される韓国側の回答の例、
歴史的事実・国際法に基づく回答の例

平成29年2月22日

日本の領土を守るため行動する議員連盟

質問1:「竹島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきました」とする歴史的根拠・史料の提示

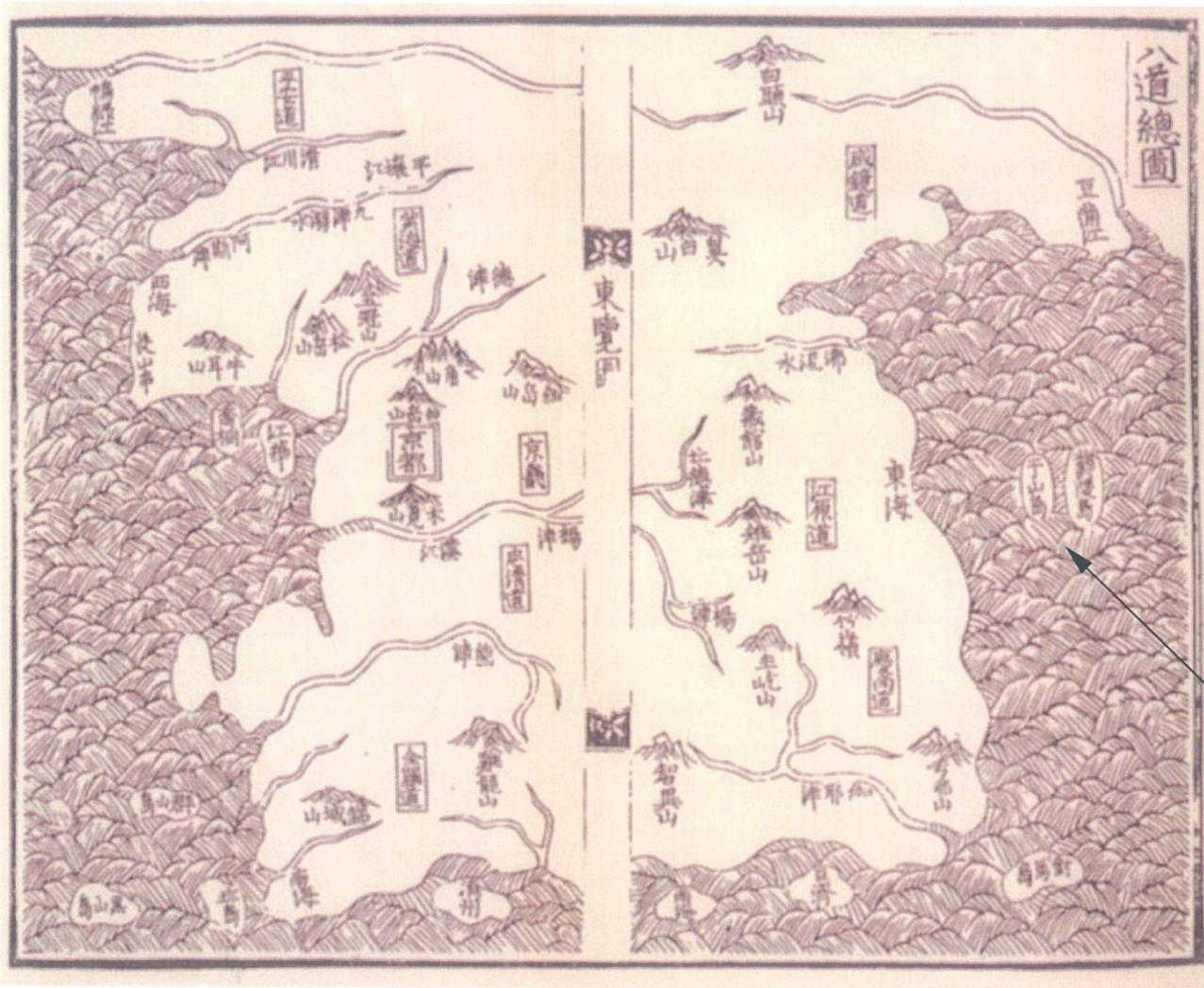
予想される韓国側の回答の例

- ・独島は歴史的に鬱陵島の一部として認識。
- ・韓国の古文獻で確認できる。
例:『世宗実録』「地理志」(1454年)
「于山(独島)・武陵(鬱陵島)...二つの島は互いにそれほど離れておらず、天気の良い日には眺めることができる」

歴史的事実、国際法に即した回答の例

- ・自国の領土からの島の距離、島が見えるか否かなどは領土の確定において、国際法上、考慮されない。
- ・領有の根拠とはならない。
(・「于山島≠独島」については、質問2への回答例を参照。)

1530年 李氏朝鮮 「新增東国輿地勝覧 八道総図」 (朝鮮王朝作成)



- ・ 韓国は、鬱陵島西側の「于山島」を現在の竹島 (韓国名・独島) と主張。
- ・ 鬱陵島は73km² (世田谷区 (58km²) より大きい)、竹島は0.20km²。(日比谷公園とほぼ同じ面積)
- ・ 竹島は2つの島 (東島・西島) で構成され、鬱陵島の南東88km先にある。
- ・ 于山島と竹島は、位置・面積・形状 すべて異なり、同一島でないことは明白。

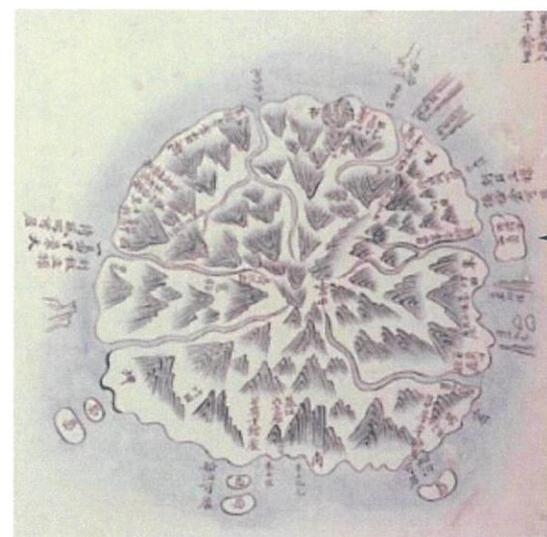
鬱陵島と竹島の位置図



18世紀中期 「鬱陵島図」

ソウル大学校 韋章閣所蔵

- ・ 鬱陵島に近接して「所謂于山島」とあり
- ・ この地図の于山島は鬱陵島の北東2kmに位置する竹島 (=チクトウ) を指す。



質問2:「韓国が竹島を韓国領土として認識・統治してきた歴史的事実は、韓国の官撰文献にも記録されています」を証明する文献

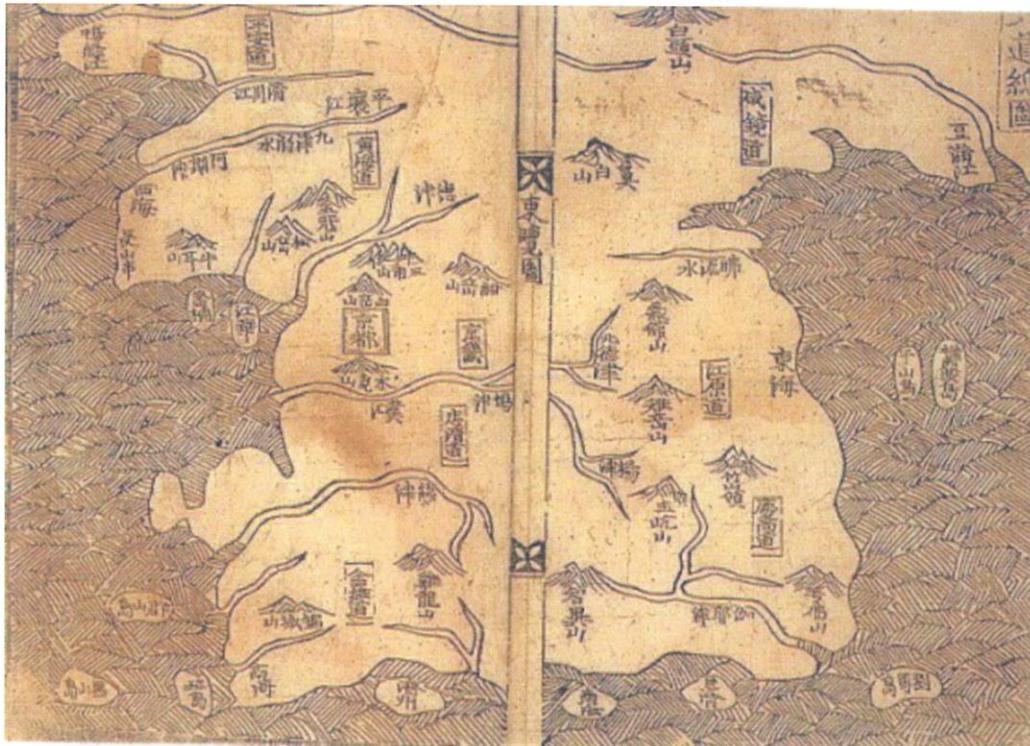
予想される韓国側の回答の例

- ・以下の様な官撰文献
 - 『新增東国輿地勝覧』(1531年)
 - 『東国文献備考』(1770年)
 - 『萬機要覧』(1808年)
 - 『増補文献備考』(1908年) など
- ・特に、『東国文献備考』「輿地考」等:
 - 「鬱陵(鬱陵島)と于山(独島)は全て于山国の領土であり、于山(独島)は日本でいう松島」
 - 于山島が独島で韓国の領土であったことをより明確化。

歴史的事実、国際法に即した回答の例

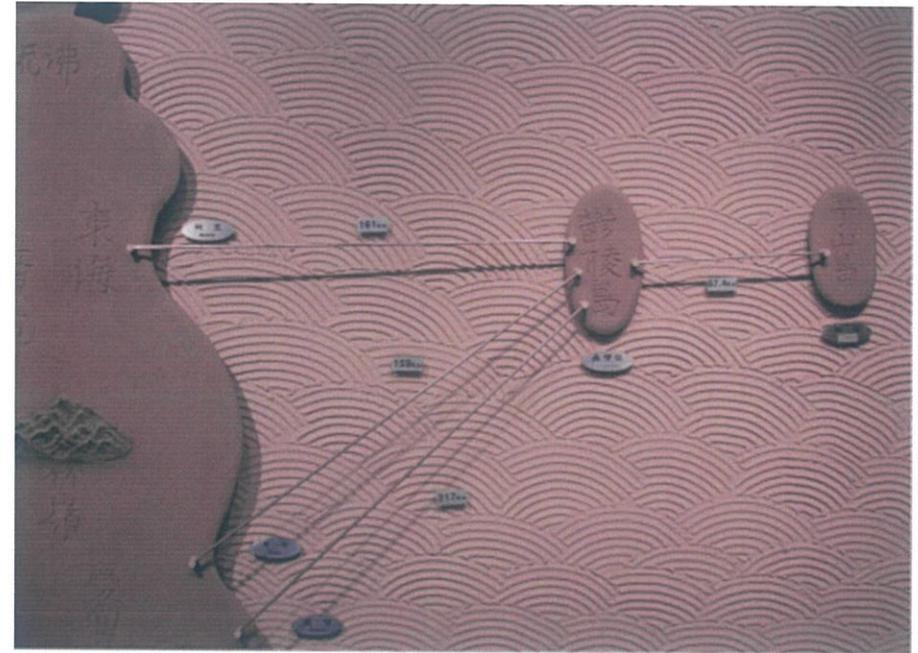
- ・「新增東国輿地勝覧」(1531年):
 - 「于山島 鬱陵島:武陵とも云い羽陵とも云う、二島は県の真東の海中に在る・・・風の日よく晴れていれば山頂の樹木及び山のふもとの渚がはっきり見える、・・・于山と鬱陵は本来一つの島であるとも説かれる」
- ・韓国側の考え:于山島が現在の竹島
- ・事実:
 - 竹島に樹木はなし
 - 当時の地誌編纂のルール
 - 県本土(朝鮮半島)から鬱陵島が見える
- ×鬱陵島から竹島が見える
- 竹島に関する記述にあらず

(参考) 干山島は、鬱陵島より半島寄り。



『新增東国輿地勝覧』(※1530年編纂)所収「八道総図」

(参考)しかし、現代の展示では、何故か干山島と鬱陵島の位置が逆転。



(韓国・鬱陵島独島博物館の「八道総図」の展示
(2006年11月撮影))

質問3:「17世紀、日韓の政府間交渉(「鬱陵島争界」)を通じ、鬱陵島とそれに属する竹島が韓国の領土であることが確認されました」を示す歴史的根拠となる史料

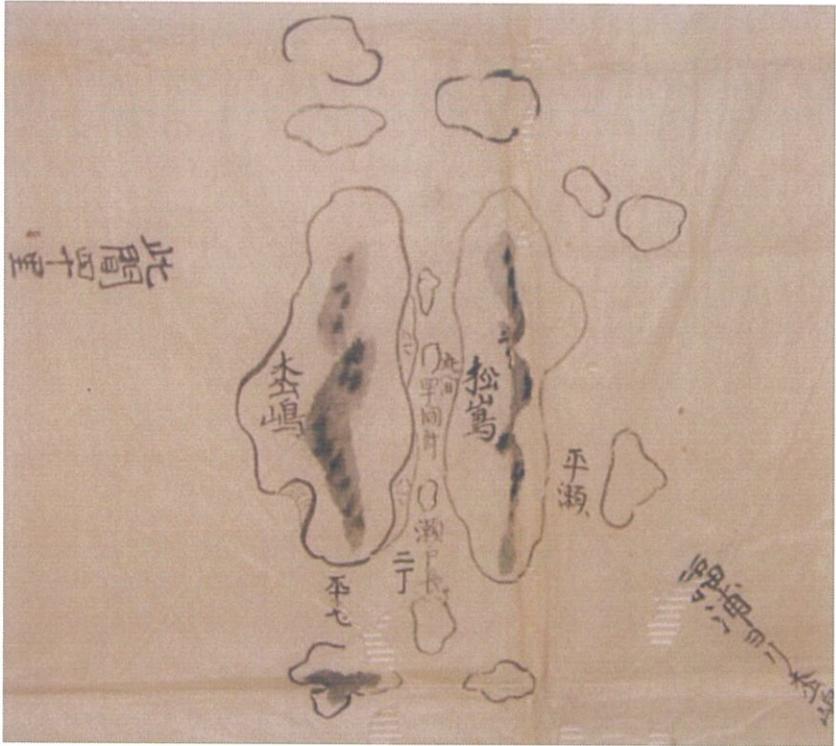
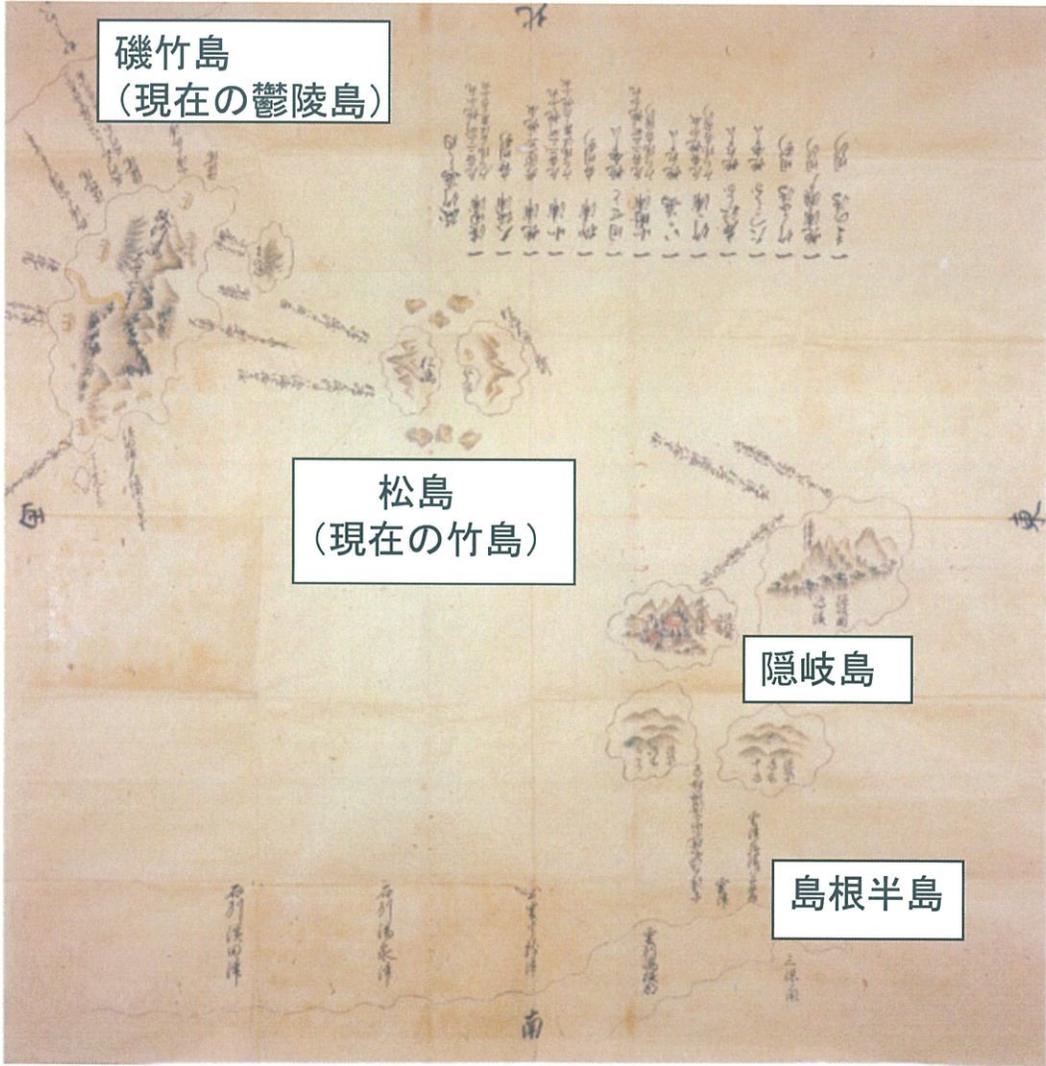
予想される韓国側の回答の例

- ・江戸幕府:
「鬱陵島(竹島)と独島(松島)はいずれも鳥取藩に属さない」ことを確認。
(鳥取藩答弁書」1695年12月25日)
- ・日本人の鬱陵島方面への渡航を禁ずる指示(1696年1月28日)。
- ・韓日間の紛争は決着。
- ・鬱陵島争界により鬱陵島と独島が韓国の領土であることを確認。

歴史的事実、国際法に即した回答の例

- ・朝鮮国との外交交渉(鳥取藩ではなく対馬藩の宗家を窓口)では竹島が議論になった記録なし。
- ・竹島に関する紛争は生じず。
- ・朝鮮側に竹島に関する認識がなく当然(質問2への回答例)。
- ・幕府が渡航を禁じた理由:両国漁民が入り交じったことが問題。
- ・竹島にはそのような問題なし。
- ・渡航禁止の対象は鬱陵島。竹島は含ませられない。

(参考) 当時の日本には、竹島の正確な地図あり。朝鮮では竹島が認識されておらず。



↑ 享保年間(18世紀)「竹島図」
(松島の部分)

← 元禄9(1696)年「小谷伊兵衛
より差出候竹嶋之絵図」

韓国が1954年(昭和29年)に作成した竹島の実測図

図2-7 独島水路測量原図(1954年)

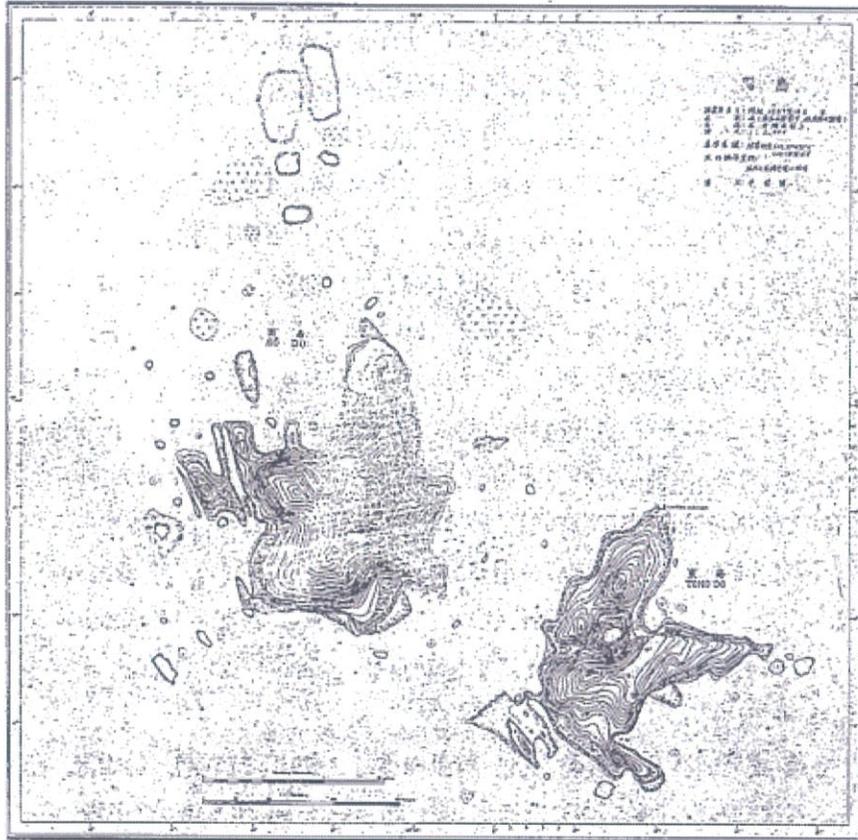


図3 1954年 韓国政府(水路局)作製実測図(『韓国水路史 1949~1980』所収)

※韓国政府が初めて近代的測量法に基づき作製した実測図

※韓国側の地図で、竹島が初めて記載されるのは、1949年頃

※『韓国水路史1949~1980』(韓国・水路局編・発行、1982年)による解説(p.52)

※国内の図書館では海上保安庁のみ所蔵

「1954年9月30日から23日間にわたって実施した独島測量は、非常に意義が大きな業績だといえる。すなわち、国土の主権的な権限を行使する為には、その根本要素となる地図や海図の刊行が何よりも先行しなければならないことを痛感するに至ったので、わが国の観測史上初めて、前人未踏の絶海の孤島で、水深測量は勿論、地形図作成のための地形測量まで併行することになったのである。」

* 1954年9月25日日本が韓国に対し竹島領有権に関する紛争を国際司法裁判所に付託することを提案した。

そのわずか5日後に韓国が初めて竹島実測を開始したことがわかる。

質問4:「1905年、島根県告示による竹島編入の試みがあるまで、日本政府は竹島が自国の領土でないと認識していました。これは1877年の「太政官指令」など日本政府の公式文書でも確認できます」において「竹島外一島」とされた島々へのその後の日本の認識の歴史的経緯と事実

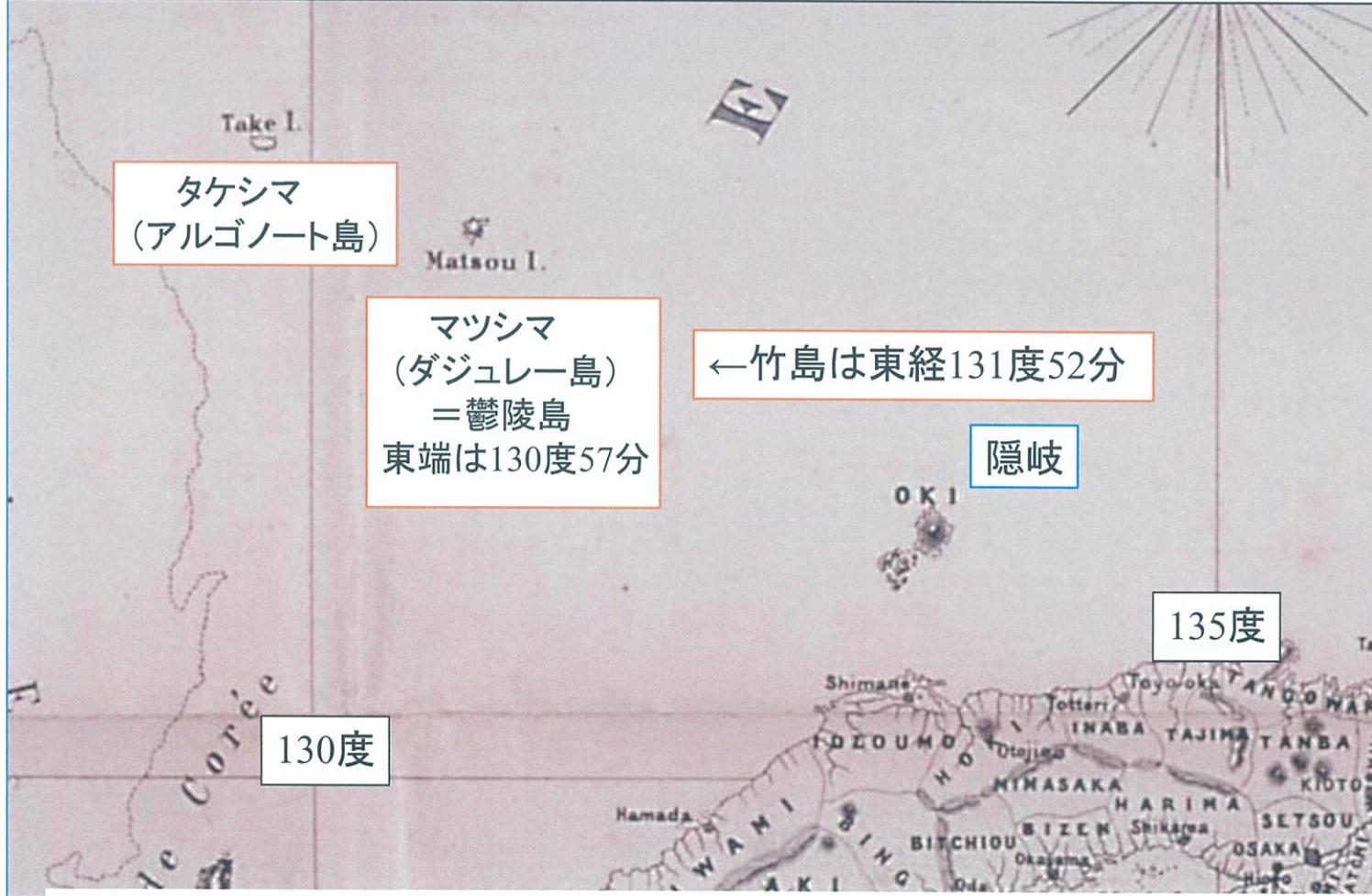
予想される韓国側の回答の例

- ・「竹島(鬱陵島)外一嶋(独島)の件は本邦と関係無しと心得るべし」=江戸幕府と朝鮮政府との交渉(鬱陵島争界)の結果、鬱陵島と獨島が日本に属するものではないことを確認。
(「太政官指令」1877年3月)
- ・質疑書に添付の「磯竹島略図」にも、竹島(鬱陵島)と松島(独島)あり。
- ・「竹島(鬱陵島)外一嶋」の「一嶋」が独島であることは明白。

歴史的事実、国際法に即した回答の例

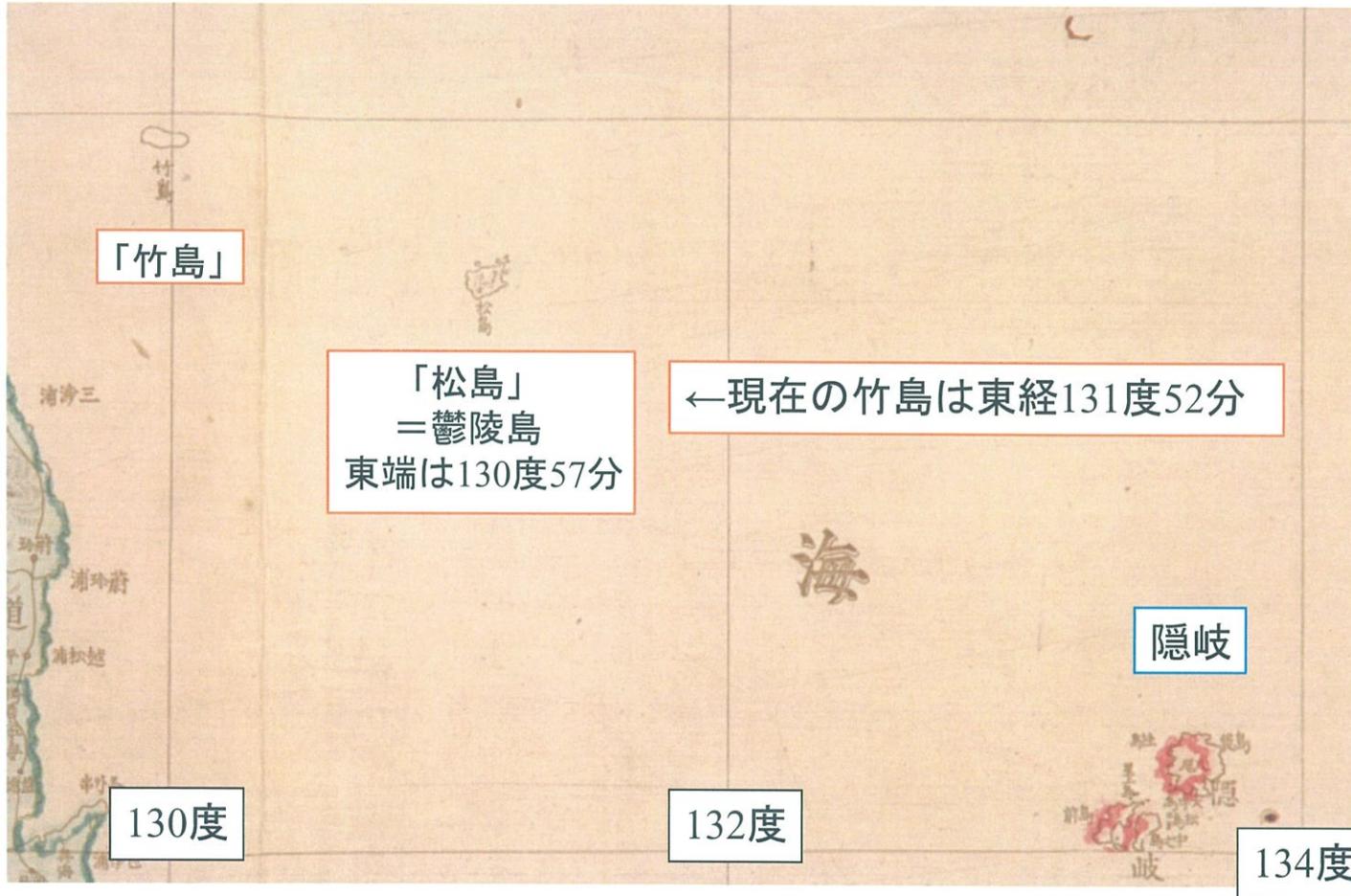
- ・日本では、
江戸時代:鬱陵島=竹島
現在の竹島=松島
明治時代:「松島」=鬱陵島
- ・1877年の太政官指令は、鬱陵島が対象。現在の竹島に関するものではない。
- ・6年後の太政官指令:
「日本称す松島一名竹島 朝鮮称す鬱陵島」

(参考)明治時代には、鬱陵島＝松島。西洋で誤解に基づき作られた地図の影響。
この図の「Take」は、架空の島。



(明治政府作製の日本全図(部分) 明治6(1873)年にウイーン万国博で展示)

(参考)前ページ地図と同様の内容の日本語のもの。この図の「竹島」は、架空の島。



(陸軍参謀局製「亜細亞東部輿地図」(部分) 明治8(1875)年)

質問5:「大韓帝国は、1900年の『勅令第41号』において竹島を鬱島郡(鬱陵島)の管轄区域として明示し、鬱島郡守が竹島を管轄しました」において実際に実効支配をしていた歴史的根拠・資料

予想される韓国側の回答の例

- ・「大韓帝国勅令第41号第2条」:
鬱島郡の管轄区域を「鬱陵全島及び竹島、石島(獨島)」と明記。
(1900年10月27日)
- ・鬱島(鬱陵島)郡守・沈興澤から江原道觀察使への報告:「本郡所属獨島」
(1906年3月28日。鬱陵島訪問の島根の調査団から日本が獨島を日本の領土に編入したと聞いた翌日。)
- ・「勅令第41号」に記された通り、獨島が鬱島郡の所属であることが明確。

歴史的事実、国際法に即した回答の例

- ・「勅令第41号」では「石島」のみ。これが「獨島」であるという証明なし。
- ・読み方が同じだけでは説明にならず。
- ・石島が仮に竹島であったとしても朝鮮は実効的占有を欠き領有権生ぜず。
- ・日本は1905年1月の領土編入閣議決定、同年2月の島根県告示に続き、竹島に対し実際に行行政権を行使。
例:知事の許可を受けるべき漁業への竹島でのアシカ漁の追加と4名への許可など、多数。

大韓帝国勅令第41号第2条：

「郡庁は台霞洞に置き区域は鬱陵全島と竹島石島を管轄する事」

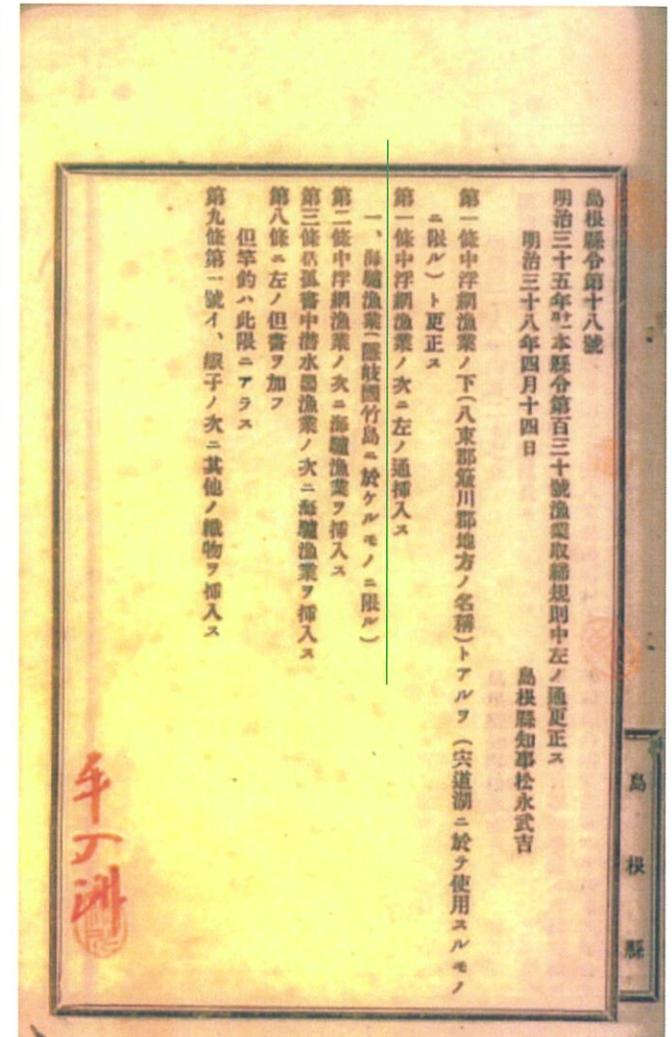
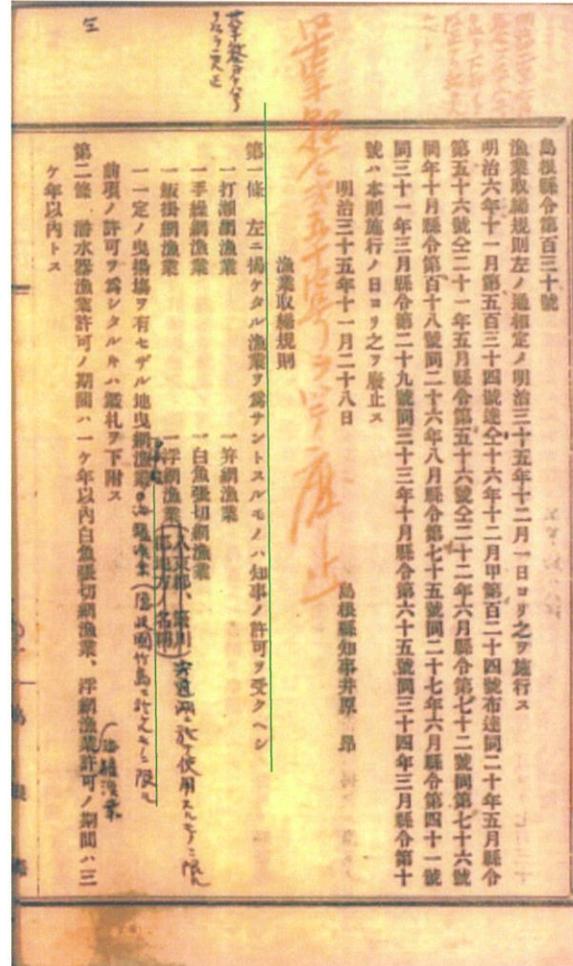
・「獨島」がない（前ページでは韓国側が後で付加）：

（注：この竹島は鬱陵島周辺の島であり、日本でいう現在の竹島ではない）



（大韓帝国勅令第41号原文）

竹島でのアシカ漁を許可漁業とする島根県令（明治38(1905)年）



質問6:「1905年の島根県告示による日本の竹島に対する領土編入の試みは、韓国の主権を侵害する過程の一環であり、韓国の竹島領有権を侵害した不法行為であるため、国際法的に無効です」に関し、1905年に竹島が韓国領とする歴史的事実・資料、竹島の日本領編入が韓国の主権を侵害した不法行為とする根拠

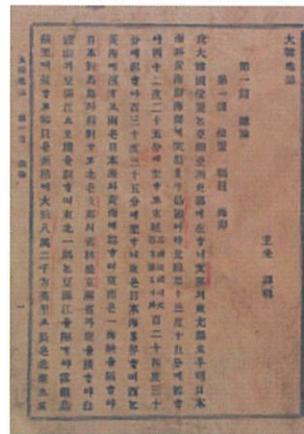
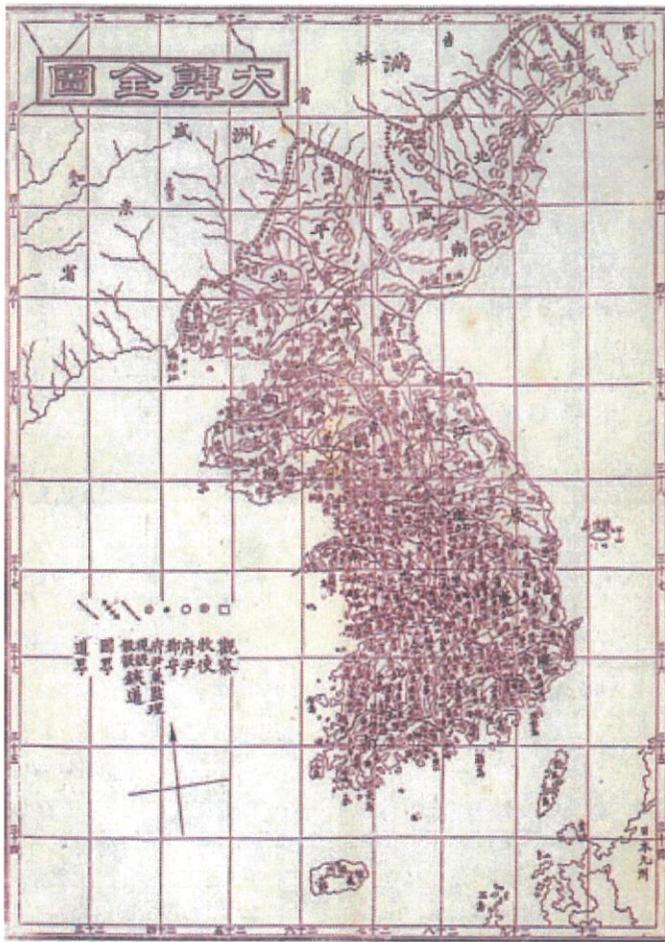
予想される韓国側の回答の例

- ・日本は1905年「島根県告示第40号」を通じ、韓国の領土である獨島を自国の領土に編入しようと試みた。
- ・当時、日本は満州や韓半島の利権をめぐりロシアと戦争中。日本が獨島を自国の領土に編入しようとしたのも、ロシアとの海戦を前に獨島が軍事的に価値がありと判断したため。
- ・獨島は、こうした日本による韓国の主権侵奪過程の最初の犠牲。

歴史的事実、国際法に即した回答の例

- ・韓国側の一連の主張は、竹島が韓国領であったことを前提とした議論。
- ・竹島が歴史的に朝鮮に属したことはなく、1900年の大韓帝国勅令で韓国領になったわけでもない。
- ・韓国側の議論は、前提を欠き、成り立たない。

1899年 大韓帝国 地理教科書『大韓地誌』

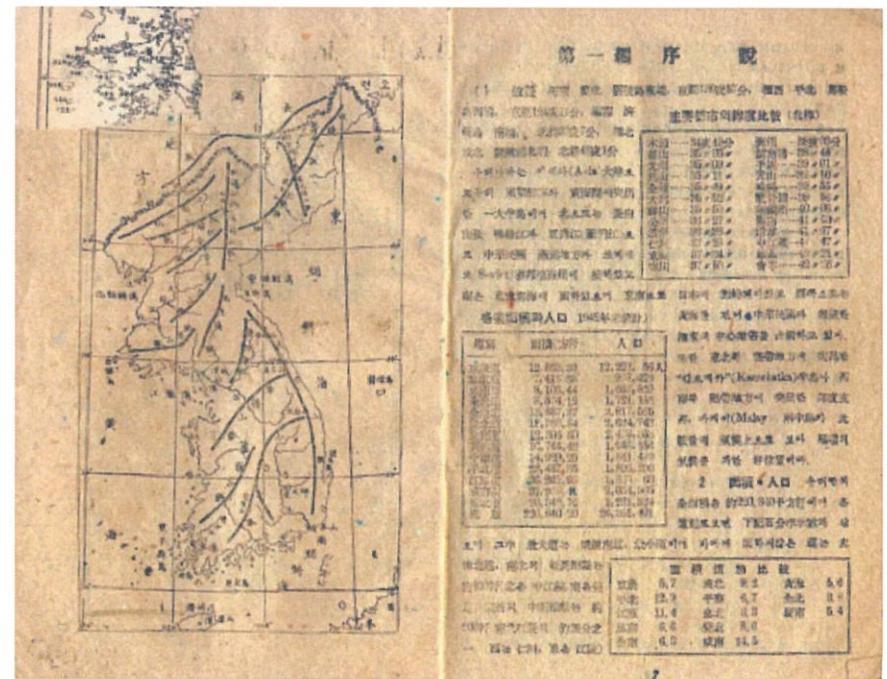


日韓併合前の大韓帝国
地理教科書
『大韓地誌』(1899年)
総論(位置)

- ・ 歴史学者玄采が記す。
 - ・ 序は大韓帝国の学部編輯局(=文部省に相当)の局長(李圭桓)が記す。
- ⇒教科書の刊行に大韓帝国が関与。

- ・ 大韓帝国の東限を **東経130度35分**と記している。
- ⇒実際の竹島の経度は**東経131度52分**。
- ⇒竹島は大韓帝国の領域に入っていない。
- ・ 「**大韓帝国は日本海と黄海に囲まれる**」と記載される。
- ⇒現在韓国側が主張している「東海」、「西海」は使用されず。

1946年 韓国(米軍政期) 地理教科書『朝鮮地理』



- ・ 戦後初めて刊行された**韓国の中学校の地理教科書**。
 - ・ ソウル近郊の景福中学校教諭など3名の執筆。
 - ・ 朝鮮全図が収録されているが、**東端は鬱陵島まで**。
 - ・ 竹島(韓国名 独島)は名称、位置も記載されず。
 - ・ 韓国の東端を「**極東 慶北鬱陵島東端 東経130度57分**」とし、竹島(**東経131度52分**)を含めていない。
 - ・ 韓国側の主張。
1945年9月マッカーサーラインによって、日本の漁船区域操業区域が制限され、竹島は日本の範囲外とされた。
1946年1月連合軍司令部の訓令677号で、竹島は暫定的に日本の行政区域から外され韓国領となった、と主張。
- ⇒しかし、その後の1946年に刊行した韓国の教科書でも、竹島は韓国領とせず。1952年4月サンフランシスコ平和条約で竹島は日本領と決着。

質問7:「第二次世界大戦の終戦後、竹島は韓国の領土に戻り、大韓民国政府は確固たる領土主権を行使しています」とする国際法上の根拠・文書

予想される韓国側の回答の例

- ・カイロ宣言(1943)、
連合軍最高司令官覚書
(SCAPIN) 677号(1946)
等にされた連合軍の意
思を勘案。
- ・サンフランシスコ平和条
約(1951)に基づいて日
本から分離される韓国
の領土には当然獨島
が含まれる。

カイロ宣言:日本国は、ま
た、暴力及び強欲により、
日本国が略取した他のす
べての地域から駆逐される

連合軍最高司令官覚書第
3項:日本の範囲から除か
れる地域として
(a)鬱陵島、竹島、濟州
島。…」

サンフランシスコ平和条約
第2条(a)
日本国は、朝鮮の独立を
承認して、濟州島、巨文島
及び鬱陵島を含む朝鮮に
対するすべての権利、権原
及び請求権を放棄する。

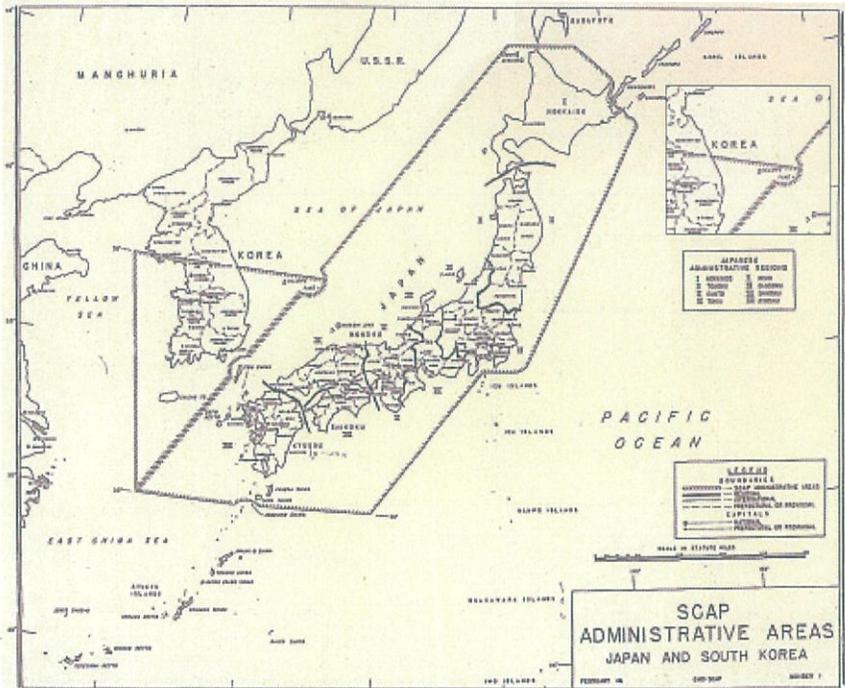
歴史的事実、国際法に即した回答の例

- ・竹島は元来朝鮮の領土でなく、朝鮮の独立に伴って日
本から分離されるべきものにあらず。
- ・竹島は「暴力及び強欲により略取した地域」として日本
から分離されるべき地域にあらず。

・この指令は行政権の停止であって領土の処分でない。
・同指令の第6項:「この指令中の条項はいずれも、ポツ
ダム宣言の第8項にある諸小島の最終的決定に関す
る連合軍側の政策を示すものと解釈してはならない」

- ・韓国の駐米大使の米國務長官への要望(1951年7月
19日):平和条約草案の規定を、ドク島(ママ)を含む
併合前に朝鮮の一部であった島々に対する全ての権
利等を1945年8月9日に放棄した旨に置き換え要望。
- ・米ラスク國務次官補は同年8月10日付け文書で「…
ドク島または竹島ないしリアンクール岩として知られる
島…に関しては…朝鮮の一部として取り扱われた
ことが決してなく、…」と韓国の修正要求を拒否。

マッカーサーによる暫定行政区域の設定 1946(昭和21)年1月29日設定



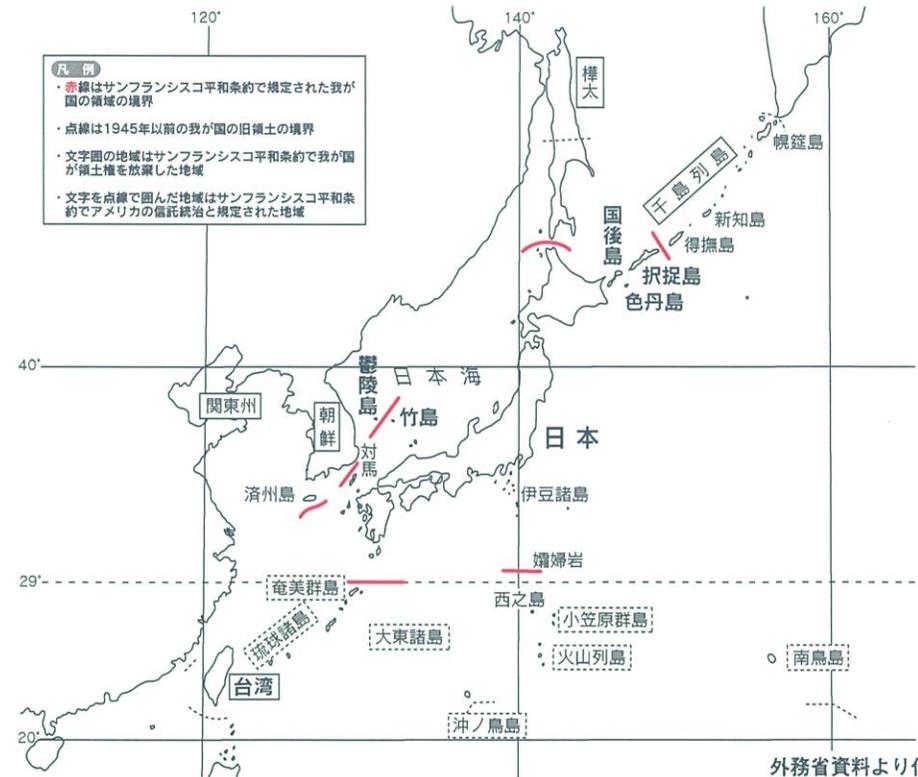
韓国・国立中央博物館編「行ってみたいわが領土、独島」、韓国・国立中央博物館、2006年より引用

第二次大戦直後の竹島

○SCAPIN第677号(連合軍司令部覚書)

1. 1946(昭和21)年1月29日、連合軍司令部はSCAPIN(連合軍司令部覚書)第677号をもって、一部の地域に対し、日本国政府が政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようとするを暫定的に停止するよう指令しました。
2. その第3項では、この指令において、日本の範囲に含まれる地域として、日本の四主要島嶼(北海道、本州、九州、四国)及び対馬諸島、北緯30度以北の琉球(南西)諸島(口之島を除く)を含む約1千の隣接小島嶼を含むものと規定されました。また、日本の範囲から除かれる地域として、鬱陵島及び済州島、あるいは伊豆、小笠原群島等に並び竹島も列挙しました。
3. 1946年2月13日に行われた日本政府と連合軍司令部との会談で、連合軍司令部側は、SCAPIN第677号は、単なる連合軍側の行政的便宜のために設定されているに過ぎず、領土問題とは何ら関連がなく、領土問題は後日の講和会議で決定されるべき問題であると明確に回答しています。実際、後の1951(昭和26)年9月にサンフランシスコで講和会議が開催され、9月8日サンフランシスコ平和条約が署名されました。
4. 1952(昭和27)年4月28日には、サンフランシスコ平和条約の発効により、SCAPIN第677号といった行政権停止の指令等も必然的に効力を失うこととなりました。

サンフランシスコ平和条約で確定した日本の領土 1951(昭和26)年9月8日署名 1952(昭和27)年4月28日発効



外務省資料より作成

サンフランシスコ平和条約における竹島の扱い

1. 1951(昭和26)年9月8日に署名されたサンフランシスコ平和条約は、日本による朝鮮の独立承認を規定するとともに、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定しました。
2. この部分に関する米英両国による草案内容を承知した韓国は、同年7月19日、梁裕燦(ヤン・ユチャン)韓国駐米大使からディーン・アチソン米國務長官宛の書簡を提出しました。その内容は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する。」に置き換えることを要求するというものでした。
3. この韓国側の意見書に対し、米国は、同年8月10日、ディーン・ラスク極東担当國務次官補から梁大使への書簡をもって以下のとおり回答し、韓国側の主張を明確に否定しました。
「・・・合衆国政府は、1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を(サンフランシスコ平和)条約がとるべきだとは思わない。独島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは見られない。・・・」
これらのやり取りを踏まえれば、サンフランシスコ平和条約において、竹島は我が国の領土であるということが規定されていることは明らかです。

1. My Government requests that the word "renounces".
in Paragraph a, Article Number 2, should be replaced by
"confirms that it renounced on August 9, 1945, all right,
title and claim to Korea and the islands which were part of
Korea prior to its annexation by Japan, including the
islands Quelpert, Port Hamilton, Dagelet, Dokdo and Parangdo."

2. As to Paragraph a, Article
Japanese Peace Treaty, my Govern
the provision in Paragraph A, Ar
legal transfer of vested propert
of Korea through decision by the



駐米韓国大使の国務長官あて
条約草案修正要望書(1951年7
月19日)

ラスク国務次官補の韓国大
使あて回答書(1951年8月
10日)



in the Declaration: As regards the island of Dokdo, otherwise known as
Takeshima or Liancourt Rocks, this normally uninhabited rock formation
was according to our information never treated as part of Korea and,
since about 1905, has been under the jurisdiction of the Oki Islands
Branch Office of Shimane Prefecture of Japan. The island does not ap-
pear ever before to have been claimed by Korea. It is understood that
the Korean Government's request that "Parangdo" be included among the
islands named in the treaty as having been renounced by Japan has been
withdrawn.